

○神戸市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理規程

平成29年2月21日

消訓令第3号

改正 平成30年3月15日消訓令第5号
令和2年2月13日消訓令第12号
令和3年3月29日消訓令第15号
令和5年3月14日消訓令第8号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 販売

第1節 販売事業の登録（第4条—第6条）

第2節 販売事業者の認定（第7条—第9条）

第3節 販売事業の各種届出等の処理（第10条・第11条）

第3章 保安機関

第1節 保安機関の認定又はその更新（第12条）

第2節 一般消費者等の数の増加の認可（第13条—第15条）

第3節 保安業務規程の認可（第16条）

第4節 保安機関の各種届出等の処理（第17条・第18条）

第4章 貯蔵

第1節 貯蔵施設等の設置又は変更の許可（第19条—第21条）

第2節 貯蔵施設等の完成検査（第22条—第24条）

第3節 貯蔵施設等の各種届出等の処理（第25条・第26条）

第5章 充填

第1節 充填設備の設置又は変更の許可（第27条）

第2節 充填設備の完成検査（第28条）

第3節 充填設備の保安検査（第29条—第31条）

第4節 充填設備の各種届出等の処理（第32条—第34条）

第6章 設備工事（第35条—第38条）

第7章 雑則（第39条—第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下「政令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）に基づく事務の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、法、政令、省令、及び神戸市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成29年2月規則第35号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 消防保安システム（以下「システム」という。）とは、火薬類取締法（昭和24年法律第149号。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。）、及び法に基づく許認可並びに査察等の事務を執り行うための情報処理システムをいう。
- (2) 台帳とは、申請書、届出書又は報告書により得られる事業所等の情報をシステムに集約させた保安情報として必要なものをいう。

（申請書、届出書及び報告書）

第3条 申請書、届出書及び報告書は、原則として、システムにより收受、起案、決裁、保存、廃棄その他申請書の管理に関する事務の処理を行うことにより、適正に管理し、かつ利用しなければならない。なお、添付書類については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第2章 販売

第1節 販売事業の登録

(申請の処理)

第4条 予防部長は、省令第4条第1項に規定する液化石油ガス販売事業登録申請書の提出があったときは、システム及び様式第1号の液化石油ガス販売事業登録申請処理簿により受付け、現地調査及び審査を実施するものとする。

(登録通知書の交付)

第5条 予防部長は、法第3条第1項の規定による販売事業の登録をしたときは様式第3号の液化石油ガス販売事業登録通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 登録年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 登録番号は、別表第1に定める記号及び番号を付したものとする。

(3) 通知書の割印は、前条の処理簿の登録番号の欄に押印する。

(登録拒否の処理)

第6条 予防部長は、法第3条第1項の規定による販売事業の登録をしなかったときは様式第4号の液化石油ガス販売事業登録拒否通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第4条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第2節 販売事業者の認定

(申請の処理)

第7条 予防部長は、省令第47条に規定する液化石油ガス販売事業者認定申請書の提出があったときは、システム及び様式第5号の液化石油ガス販売事業者認定申請処理簿により受付けるものとする。

(認定書の交付)

第8条 予防部長は、法第35条の6第1項の規定による認定をしたときは様式第6号の液化石油ガス販売事業者認定書を申請者に交付するものとする。

2 前項の認定書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 認定年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 認定番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

(3) 認定書の割印は、前条の処理簿の認定番号の欄に押印する。

(不認定の処理)

第9条 予防部長は、法第35条の6第1項の規定による認定をしなかったときは様式第7号の液化石油ガス販売事業者不認定通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第7条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第3節 販売事業の各種届出等の処理

(販売事業の廃止の届出の処理)

第10条 危険物保安課長は、省令第26条に規定する液化石油ガス販売事業廃止届書の提出があったときは、システムにより受付け、販売事業の登録に係る様式第1号の液化石油ガス販売事業登録申請処理簿の備考の欄に、別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第11条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

(1) 登録行政庁変更届書(省令様式第3)

(2) 液化石油ガス販売所等変更届書(省令様式第5)

(3) 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)(省令様式第6)

(4) 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)(省令様式第7)

(5) 業務主任者等選任(解任)届書(省令様式第10)

(6) 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書(省令様式第27)

(7) 液化石油ガス販売事業報告(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(平成31年3月15日20190308保局第5号別添4。以下同じ。)様式1)

第3章 保安機関

第1節 保安機関の認定又はその更新

(申請の処理、認定書の交付及び不認定の処理)

第12条 第7条から第9条までの規定は、省令第30条第1項又は第34条に規定す

る申請書の提出があったとき並びに様式第9号の保安機関認定書及び様式第10号の保安機関不認定通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第7条中「液化石油ガス販売事業者認定申請処理簿」とあるのは「保安機関認定申請処理簿又は保安機関認定更新申請処理簿」と、第8条第2項第2号中「別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号」とあるのは「別表第1に定める記号及び番号」と読み替えるものとする。

第2節 一般消費者等の数の増加の認可

(申請の処理)

第13条 危険物保安課長は、省令第35条第1項に規定する一般消費者等の数の増加認可申請書の提出があったときは、システム及び様式第11号の一般消費者等の数の増加認可申請処理簿により受付け、審査するものとする。

(認可書の交付)

第14条 危険物保安課長は、法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可をしたときは様式第12号の一般消費者等の数の増加認可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の認可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

- (1) 認可年月日は、前条の申請書に係るシステム決裁日の年月日と同じ日とする。
- (2) 認可番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。
- (3) 認可書の割印は、前条の処理簿の認可番号の欄に押印する。

(不認可の処理)

第15条 危険物保安課長は、法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可をしなかったときは様式第13号の一般消費者等の数の増加不認可通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第13条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第3節 保安業務規程の認可

(申請の処理、認可書の交付及び不認可の処理)

第16条 第13条から第15条までの規定は、省令第39条第1項又は第3項に規定する申請書の提出があったとき並びに様式第14号の保安業務規程制定・変更認可書及び様式第15号の保安業務規程制定・変更不認可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第13条中「一般消費者等の数の増加認可申請処理簿」とあるのは「保安業務規程認可申請処理簿」と読み替えるものとする。

第4節 保安機関の各種届出等の処理

(保安機関の廃止の届出の処理)

第17条 危険物保安課長は、省令第43条に規定する保安業務廃止届書の提出があったときは、システムにより受付け、保安機関の認定に係る様式第5号の保安機関認定申請処理の備考の欄に、別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第18条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 一般消費者等の数の減少届書（省令様式第16）
- (2) 認定行政庁変更届書（省令様式第19）
- (3) 保安機関変更届書（省令様式第20）
- (4) 保安機関承継届書（甲）（省令様式第21）
- (5) 保安機関承継届書（乙）（省令様式第22）
- (6) 保安業務実施状況報告（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について様式2）

第4章 貯蔵

第1節 貯蔵施設等の設置又は変更の許可

(申請の処理)

第19条 予防部長は、省令第51条第1項に規定する申請書の提出があったときは、システム及び様式第16号の貯蔵施設等設置許可申請処理簿により受け付け、現地調査及び審査を実施し、法第36条第2項の規定に基づき消防長の意見書を作成する。

2 危険物保安課長は、省令第56条第1項に規定する申請書の提出があったときは、貯蔵施設等変更許可申請処理簿により受付け、現地調査及び審査を実施し、省令第56条第2項の規定に基づき消防長の意見書を作成する。

(許可書の交付)

第20条 予防部長は、法第36条第1項の規定による貯蔵施設等の許可をしたときは様式第17号の貯蔵施設等設置許可書を申請者に交付するものとする。

2 危険物保安課長は、法第37条の2の規定による貯蔵施設等の許可をしたときは様式第17号の貯蔵施設等変更許可書を申請者に交付するものとする。

3 第1項及び前項の許可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 許可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 許可番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

(3) 許可書の割印は、前条の処理簿の認可番号の欄に押印する。

(不許可の処理)

第21条 予防部長は、法第36条第1項の規定による貯蔵施設等の許可をしなかったときは様式第18号の貯蔵施設等設置不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 危険物保安課長は、法第37条の2の規定による貯蔵施設等の許可をしなかったときは様式第18号の貯蔵施設等変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

3 第1項及び前項の通知書を交付したときは、第18条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第2節 貯蔵施設等の完成検査

(申請の処理)

第22条 危険物保安課長は、省令第59条第1項に規定する貯蔵施設等完成検査申請書の提出があったときは、システム及び様式第19号の完成検査（貯蔵施設等）申請処理簿により受付け、検査を実施するものとする。

(検査証の交付)

第23条 危険物保安課長は、省令第59条第2項に規定する貯蔵施設等完成検査証

を次に掲げるところにより作成するものとする。

- (1) 検査年月日及び年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。
- (2) 検査番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。
- (3) 検査証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する
(不適合の処理)

第24条 危険物保安課長は、法第37条の3第1項の規定により完成検査を行った結果、貯蔵施設等が法第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは様式第20号の完成検査不適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第22条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第3節 貯蔵施設等の各種届出等の処理

(貯蔵施設等の変更の届出の処理)

第25条 危険物保安課長は、省令第58条に規定する貯蔵施設等変更届書の提出があったときは、システムにより受付け、貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止については、貯蔵施設等の許可に係る様式第16号の貯蔵施設等設置許可申請処理簿の備考の欄に、別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第26条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 貯蔵施設等完成検査受検届書（省令様式第33）
- (2) 貯蔵施設等完成検査結果報告書（省令様式第34）

第5章 充填

第1節 充填設備の設置又は変更の許可

(申請の処理、許可書の交付及び不許可の処理)

第27条 第19条から第21条までの規定は、省令第63条第2項及び第65条に規定する申請書の提出があったとき並びに様式第21号の充填設備設置・変更許可書及

び様式第22号の充填設備設置・変更不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第19条第1項中「省令第51条第1項」とあるのは「省令第63条第2項」と、「貯蔵施設等許可申請処理簿」とあるのは、「充填設備設置許可申請処理簿」と、同条第2項中「第56条第1項」とあるのは「第65条」と、「貯蔵施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「充填設備変更許可申請処理簿」と読み替えるものとする。

第2節 充填設備の完成検査

(申請の処理、検査証の交付及び不適合の処理)

第28条 第22条から第24条までの規定は、省令第68条第1項に規定する充填設備完成検査申請書の提出があったとき並びに省令第68条第2項に規定する充填設備完成検査証及び様式第20号の完成検査不適合通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第22条中「完成検査（貯蔵施設等）申請処理簿」とあるのは「完成検査（充填設備）申請処理簿」と読み替えるものとする。

第3節 充填設備の保安検査

(申請の処理)

第29条 危険物保安課長は、省令第81条第2項に規定する充填設備保安検査申請書の提出があったときは、様式第19号の保安検査申請処理簿により受付け、検査を実施するものとする。

(検査証の交付)

第30条 危険物保安課長は、省令第81条第3項に規定する充填設備保安検査証を次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 検査年月日及び年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 検査番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

(3) 検査証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第31条 危険物保安課長は、法第37条の6の規定により保安検査を行った結果、充填設備が法第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは様式第24号の充填設備保安検査不適合通知書を申請者

に交付するものとする。

- 2 前項の通知書を交付したときは、第28条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第4節 充填設備の各種届出等の処理

(充填設備の変更の届出の処理)

第32条 危険物保安課長は、省令第67条に規定する充填設備変更届書の提出があったときは、システムにより受付け、充填設備の撤去については、充填設備の許可に係る様式第16号の充填設備設置許可申請処理簿の備考の欄に別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

(充填設備休止の届出の処理)

第33条 危険物保安課長は、規則第3条に規定する充填設備休止届書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- 2 前項の届出書を受付けたときは、充填設備の許可に係る様式第16号の充填設備設置許可申請処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第34条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 充填設備完成検査受検届書（省令様式第40）
- (2) 充填設備完成検査結果報告書（省令様式第41）
- (3) 充填設備保安検査受検届書（省令様式第46）
- (4) 充填設備保安検査結果報告書（省令様式第47）

第6章 設備工事

(液化石油ガス設備工事の届出の処理)

第35条 消防署長は、省令第88条に規定する液化石油ガス設備工事届書の提出があったときは、システムにより受け付け、現地調査を実施するものとする。

- (1) 届出年月日は、届出書を受けた日とする。
- (2) 届出番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を記載するものとする。

(特定液化石油ガス設備工事事業開始の届出の処理)

第36条 危険物保安課長は、省令第112条に規定する特定液化石油ガス設備工事業開始届書の提出があったときは、システムにより受付け、現地調査を実施するものとする。

(1) 届出年月日は、届出書を受けた日とする。

(2) 届出番号は、別表第2に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を記載するものとする。

(特定液化石油ガス設備工事業変更の届出の処理)

第37条 前条の規定は、省令第114条に規定する特定液化石油ガス設備工事業変更届書の提出があったときについて準用する。

(特定液化石油ガス設備工事業廃止の届出の処理)

第38条 危険物保安課長は、省令第114条に規定する特定液化石油ガス設備工事業廃止届書の提出があったときは、システムにより受け付ける。

第7章 雑則

(許可等の申請の取下げの処理)

第39条 危険物保安課長は、規則第4条に規定する許可等申請取下書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

2 前項の許可等に係る処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

(許可取消申請の処理)

第40条 危険物保安課長は、規則第5条に規定する許可取消申請書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

2 前項の許可に係る処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

(台帳の作成)

第41条 危険物保安課長は、システムにより台帳を作成するものとする。

(月例報告等)

第42条 危険物保安課員は、次の各号に掲げる液化石油ガス規制事務の処理状況を当該各号に掲げる期日までに危険物保安課長に報告するものとする。

(1) 液化石油ガス規制事務処理状況月報（別に定める様式） 翌月10日

(2) 法第87条第1項に規定する公安委員会への通報に該当する許可等に係る申請書等の写し 翌月末

(関係行政機関への通報)

第43条 危険物保安課長は、法第87条第1項の規定により通報する場合は、毎月分をとりまとめ、翌月末までに兵庫県公安委員会に行うものとする。

2 危険物保安課長は、経済産業大臣又は兵庫県知事から法第87条第1項に規定する通報があったときは、システムにより受付けるものとする。

(受付)

第44条 この訓令に係る申請書、届出書及び報告書に係る受付は、別図第5の印を用いるものとする。

(実施細目)

第45条 液化石油ガス規制事務を統一的に処理するため、審査基準の細目は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行前にした許可等における番号の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月15日消訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日消訓令第12号)

この訓令は、令和2年2月13日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日消訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月14日消訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する神戸市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理規程及び火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する査察及び違反処理規程の改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

別表第1（第5条、第12条関係）

1 「登録番号」は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号は7桁とする。
- (2) 1桁目から3桁目までは、「28B」とする。
- (3) 4桁目から7桁目までは、「0001」を始番とする番号とする。

2 保安機関の認定の「認定番号」は、次のとおりとする。

- (1) 認定番号は9桁とする。
- (2) 1桁目から3桁目までは、「28B」とする。
- (3) 4桁目から7桁目までは、「0001」を始番とする番号とする。
- (4) 8桁目及び9桁目は、次の表による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。

3 保安機関の認定の更新の「認定番号」は、次のとおりとする。

- (1) 認定の更新の認定番号は11桁とする。
- (2) 1桁目から3桁目までは、「28B」とする。
- (3) 4桁目から7桁目までは、「0001」を始番とする番号とする。
- (4) 8桁目及び9桁目は、次の表による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。
- (5) 10桁目及び11桁目は、次回認定の満了する西暦年の下2桁とする。

認定をした保安業務区分	記号
1	AA
2	AB
3	AC
4	AD
5	AE
6	AF
7	AG
1 2	BA
1 3	BB

1	4		BC
1	5		BD
1	6		BE
1	7		BF
2	3		CA
2	4		CB
2	5		CC
2	6		CD
2	7		CE
3	4		DA
3	5		DB
3	6		DC
3	7		DD
4	5		EA
4	6		EB
4	7		EC
5	6		FA
5	7		FB
6	7		GA
1	2	3	HA
1	2	4	HB
1	2	5	HC
1	2	6	HD
1	2	7	HE
1	3	4	HF
1	3	5	HG
1	3	6	HH
1	3	7	HI

1	4	5		HJ
1	4	6		HK
1	4	7		HL
1	5	6		HM
1	5	7		HN
1	6	7		HO
2	3	4		IA
2	3	5		IB
2	3	6		IC
2	3	7		ID
2	4	5		IE
2	4	6		IF
2	4	7		IG
2	5	6		IH
2	5	7		II
2	6	7		IJ
3	4	5		JA
3	4	6		JB
3	4	7		JC
3	5	6		JD
3	5	7		JE
3	6	7		JF
4	5	6		KA
4	5	7		KB
4	6	7		KC
5	6	7		LA
1	2	3	4	MA
1	2	3	5	MB

1	2	3	6
1	2	3	7
1	2	4	5
1	2	4	6
1	2	4	7
1	2	5	6
1	2	5	7
1	2	6	7
1	3	4	5
1	3	4	6
1	3	4	7
1	3	5	6
1	3	5	7
1	3	6	7
1	4	5	6
1	4	5	7
1	4	6	7
1	5	6	7
2	3	4	5
2	3	4	6
2	3	4	7
2	3	5	6
2	3	5	7
2	3	6	7
2	4	5	6
2	4	5	7
2	4	6	7
2	5	6	7
3	4	5	6

MC
MD
ME
MF
MG
MH
MI
MJ
MK
ML
MM
MN
MO
MP
MQ
MR
MS
MT
NA
NB
NC
ND
NE
NF
NG
NH
NI
NJ
OA

3	4	6	7			OB
3	4	5	7			OC
3	5	6	7			OD
4	5	6	7			PA
1	2	3	4	5		QA
1	2	3	4	6		QB
1	2	3	4	7		QC
1	2	3	5	6		QD
1	2	3	5	7		QE
1	2	3	6	7		QF
1	2	4	5	6		QG
1	2	4	5	7		QH
1	2	4	6	7		QI
1	2	5	6	7		QJ
1	3	4	5	6		QK
1	3	4	5	7		QL
1	3	4	6	7		QM
1	3	5	6	7		QN
1	4	5	6	7		QO
2	3	4	5	6		RA
2	3	4	5	7		RB
2	3	4	6	7		RC
2	3	5	6	7		RD
2	4	5	6	7		RE
3	4	5	6	7		SA
1	2	3	4	5	6	TA
1	2	3	4	5	7	TB
1	2	3	4	6	7	TC

1	2	3	5	6	7		TD
1	2	4	5	6	7		TE
1	3	4	5	6	7		TF
2	3	4	5	6	7		UA
1	2	3	4	5	6	7	VA

(備考)

認定をした保安業務区分の欄における数字は、それぞれ次の保安業務区分を表す。

- 1 供給開始点検・調査
- 2 容器交換時等供給設備点検
- 3 定期供給設備点検
- 4 定期消費設備調査
- 5 周知
- 6 緊急時対応
- 7 緊急時連絡

別表第2(第8条, 第14条, 第16条, 第20条, 第23条, 第27条, 第28条, 第30条, 第35条, 第36条, 第37条関係)

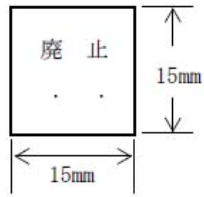
署別	記号
東灘	東
灘	灘
中央	中
兵庫	兵
北	北
長田	長
須磨	須
垂水	垂
西	西
水上	水

許可等別	番号
液化石油ガス販売事業者認定	41
一般消費者等の数の増加認可	42
保安業務規程認可	43
貯蔵施設設置許可	44
特定供給設備設置許可	45
貯蔵施設変更許可	46
特定供給設備変更許可	47
完成検査(貯蔵施設)	48
完成検査(特定供給設備)	49
充填設備設置許可	50
充填設備変更許可	51
完成検査(充填設備)	52
充填設備保安検査	53
液化石油ガス設備工事届	54
特定液化石油ガス設備工事事業開始届	55
特定液化石油ガス設備工事事業変更届	56

補足 署別とは、神戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和38年12月条例第30号)に規定する管轄区域の消防署を指す。

別図第1 削除

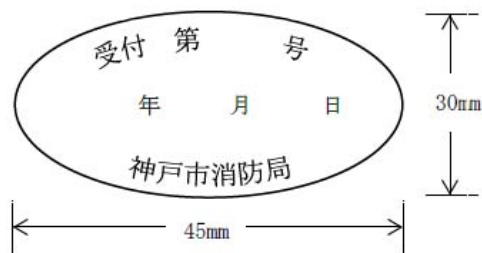
別図第2 (第10条、第17条、第25条、第32条関係)



別図第3 削除

別図第4 削除

別図第5 (第44条関係)



様式第1号(第4条関係)

液化石油ガス販売事業登録申請処理簿

受付 番号	申 請 者 販 売 所 所 在 地	受付 月 日	手 数 料	登 録 番 号		年度	
				登 録 年 月 日	処 理 者 受 領 印	備 考	
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					

備考 受付番号は、会計年度ごととすること。

液化石油ガス販売事業登録通知書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった液化石油ガス販売事業の登録
については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第1項の規定に
よる登録をしたので、その旨通知する。

神戸市長

印

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 販売所の名称及び所在地

様式第4号(第6条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

液化石油ガス販売事業登録拒否通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった液化石油ガス販売事業の登録

については、次のとおり登録を拒否するので、その旨通知する。

拒否の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

様式第5号(第7条, 第12条関係)

液化石油ガス販売事業者認定・保安機関認定・保安機関認定更新申請処理簿

受付 番号	申 請 者 販売所又は事業所の所在地	受付 月日	手 数 料	認 定 番 号 認 定 年 月 日	年度	
					処理者 受領印	備 考
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				

- 備考 1 受付番号は, 会計年度ごととすること。
 2 保安機関認定申請処理簿及び保安機関認定更新申請処理簿の販売所又は事業所の欄は, 事業所を記入すること。

液化石油ガス販売事業者認定書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった液化石油ガス販売事業者の認定については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定による認定をする。

神戸市長



1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号 第 号

様式第7号(第9条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



液化石油ガス販売事業者不認定通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった液化石油ガス販売事業者の認

定については、次のとおり認定しないので、その旨通知する。

不認定の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

様式第9号(第12条関係)

保安機関認定書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安機関の認定又は認定の更新
については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項又は
同法第32条第1項の規定による認定をする。

神戸市長



- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 有効期限 年 月 日

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

保安機関不認定通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安機関の

については、次のとおり認定しないので、その旨通知する。

不認定の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

様式第 11 号(第 13 条, 第 16 条関係)

一般消費者等の数の増加認可・保安業務規程認可申請処理簿

受付 番号	申 請 者 事 業 所 の 所 在 地	受付 月 日	手 数 料	認 可 番 号 認 可 年 月 日	年度	
					処理者 受領印	備 考
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				

備考 1 受付番号は, 会計年度ごととすること。

2 保安機関認定申請処理簿及び保安機関認定更新申請処理簿の販売所又は事業所の欄は, 事業所を記入すること。

一般消費者等の数の増加認可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった一般消費者等の数の増加については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第 1 項の規定による認可をする。

神戸市長

印

1 認可年月日 年 月 日

2 認可番号 第 号

様式第 13 号 (第 15 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



一般消費者等の数の増加不認可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった一般消費者等の数の増加につ

いては、次のとおり認可しないので、その旨通知する。

不認可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

保安業務規程 制定 認可書
変更

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安業務規程の

については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第 1 項の規定による

認可をする。

神戸市長

印

1 認可年月日 年 月 日

2 認可番号 第 号

様式第 15 号 (第 16 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

保安業務規程 制定 変更 不認可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安業務規程の

については、次のとおり認可しないので、その旨通知する。

不認可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第 16 号(第 19 条, 第 27 条関係)

貯蔵施設等設置許可・貯蔵施設等変更許可・充填設備設置許可・充填設備変更許可申請処理簿

受付 番号	申 請 者 貯蔵施設等又は使用の本拠の所在地	受付 月 日	手 数 料	許 可 番 号		処 理 者 受 領 印	備 考	年度
				許 可 年 月 日				
		/						
		/						
		/						
		/						
		/						
		/						
		/						
		/						
		/						
		/						

備考 受付番号は、会計年度ごととすること。

貯蔵施設等 設置
変更 許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった

については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
の規定による許可をする。

神戸市長

印

1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

様式第 18 号 (第 21 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



貯蔵施設等 設置 変更 不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった

については、次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第19号（第21条、第27条、第28条関係）

完成検査（貯蔵施設等）・完成検査（充填設備）・保安検査申請処理簿

受付 番号	申請者 貯蔵施設等又は使用の本拠の所在地	受付 月日	手数料	許可番号	検査番号	処理者	年度
				許可年月日	検査年月日	受領印	備考
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					

備考 受付番号は、会計年度ごととすること。

様式第 20 号 (第 24 条, 第 28 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



完成検査不適合通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった (許可年月日

年 月 日 許可番号 第 号) の完成検査については, 検査を行った結果, 次の

とおり 完成検査証を交付しない。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 及び行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) に基づく教示事項を記載すること。

充填設備 設置
変更 許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった充填設備の

については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

の規定による許可をする。

神戸市長



1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

様式第 22 号 (第 27 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



充填設備 設置
変更 不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった充填設備の

については、次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第 24 号 (第 31 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



充填設備保安検査不適合通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった (許可年月日

年 月 日 許可番号 第 号) の保安検査については, 検査を行った結果, 次の

とおり充填設備保安検査証を交付しない。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 及び行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) に基づく教示事項を記載すること。